【所定疾患施設療養費算定報告】

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適応する観点から、所定疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになっております。

厚労省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

（対象となる疾患）・肺炎　・尿路感染症　・帯状疱疹　・蜂窩織炎　・慢性心不全の増悪
（算定要件） 入所者に対し、検査・投薬・注射・処置を行った場合に算定（肺炎または尿路感染症については検査を実施した場合に限る）（慢性心不全の増悪については原則として注射または酸素投与などの処置を実施した場合に限る）
（算定内容）所定疾患施設療養費（Ⅱ） 1月に1回、連続する10日を限度に算定

2025年度算定状況

		人数	日数	検査内容	投薬、点滴等
4月	肺炎	2	12	胸部X-P・血算・CRP	○ スルバシリン、点滴加療
	尿路感染症	6	28	血算・CRP・尿一般	○ スルバシリン、レボフロキサシン、セフトリアキソン
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎	1	1	血算・CRP	○ カロナール
	慢性心不全の増悪				
5月	肺炎	2	11	胸部X-P・血算・CRP	○ スルバシリン、レボフロキサシン
	尿路感染症	3	17	血算・CRP・尿一般	○ スルバシリン、レボフロキサシン
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪				
6月	肺炎	1	8	胸部X-P・血算・CRP	○ オーグメンチン
	尿路感染症	4	28	血算・CRP、尿一般	○ スルバシリン、レボフロキサシン
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪				
7月	肺炎	1	6	胸部X-P・血算・CRP	○ レボフロキサシン、カルボシステイン
	尿路感染症	4	21	血算・CRP・尿一般	○ ミノサイクリン、レボフロキサシン
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪				
8月	肺炎	2	13	胸部X-P・血算・CRP	○ スルバシリン、レボフロキサシン
	尿路感染症	5	31	血算・CRP・尿一般	○ ミノサイクリン、セフメタゾール
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪				
9月	肺炎	4	30	胸部X-P・血算・CRP	○ スルバシリン、タゾピペ
	尿路感染症	2	20	血算・CRP・尿一般	○ ミノサイクリン、セフメタゾール
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪				
10.月	肺炎	2	12	胸部X-P・血算・CRP	○ セフメタゾール、セフトリアキソン
	尿路感染症	4	30	血算・CRP・尿一般	○ ミノサイクリン、セフメタゾール
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎	1	8	血算・CRP	○ セファレキシンカプセル、レボフロキサシン
	慢性心不全の増悪				
11.月	肺炎				
	尿路感染症	4	19	血算・CRP・尿一般	○ ミノサイクリン、セフメタゾール
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪				
12.月	肺炎	1	6	胸部X-P・血算・CRP	○ ミノサイクリン
	尿路感染症	5	28	血算・CRP・尿一般	○ スルバシリン、ミノサイクリン、セファゾリンナトリウム
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪				
1月	肺炎				
	尿路感染症	4	19	血算・CRP・尿一般	○ ミノサイクリン、レボフロキサシン
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪	1	2	血算・尿一般・胸部X-P	○ 酸素投与、点滴加療
2月	肺炎				
	尿路感染症	5	24	血算・CRP・尿一般	○ ミノサイクリン、セフメタゾール、レボフロキサシン
	帯状疱疹				
	蜂窩織炎				
	慢性心不全の増悪	2	18	血算・尿一般・胸部X-P	○ 酸素投与、点滴加療、スピロノラクトン
3月	肺炎	2	9	血算・尿一般・胸部X-P	○ スルバシリン、セフトリアキソン
	尿路感染症	5	24	血算・尿一般・胸部X-P	○ ミノサイクリン、レボフロキサシン、セファレキシン
	帯状疱疹	1	7		○ バラシクロビル
	蜂窩織炎	1	4	血算・尿一般・胸部X-P	○ アモキシシリンカプセル
	慢性心不全の増悪				
合計	肺炎	17	107		
	尿路感染症	51	289		
	帯状疱疹	1	7		
	蜂窩織炎	3	13		
	慢性心不全の増悪	3	20		